

## 広島県告示第三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、県

營舟入住宅、県營吉島住宅、県營吉島東住宅、県營基町住宅、県營長寿園北高層住宅、県營長寿園南高層住宅、県營新山住宅、県營牛田住宅、県營牛田高層住宅、県營宇品住宅、県營鯉港住宅、県營比治山住宅、県營東觀音住宅、県營西觀音住宅、県營平林住宅、県營住宅、県營小河内住宅、県營福島北住宅、県營福島西住宅、県營東海田住宅、県營海田住宅、県營海田月見住宅、県營熊野住宅、県營西熊野住宅及び県營坂住宅並びに県營舟入住宅駐車場、県營吉島住宅駐車場、県營吉島東住宅駐車場、県營基町住宅駐車場、県營長寿園北高層住宅駐車場、県營長寿園南高層住宅一号館駐車場、県營長寿園南高層住宅二号館駐車場、県營新山住宅駐車場、県營牛田住宅駐車場、県營牛田高層住宅駐車場、県營長寿園北高層住宅駐車場、県營宇品住宅駐車場、県營鯉港住宅駐車場、県營比治山住宅駐車場、県營東觀音住宅駐車場、県營西觀音住宅駐車場、県營福島住宅駐車場、県營東海田住宅駐車場、県營小河内住宅駐車場、県營海田住宅駐車場、県營福島北住宅駐車場、県營福島西住宅駐車場、県營東海田住宅駐車場、県營海田月見住宅駐車場、県營熊野住宅駐車場、県營西熊野住宅駐車場及び県營坂住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

委 託 を 受 け た 者	名 称
委 託 し た 年 月 日 ( 委 託 期 間 )	
廣島県ビルメンテナンス協同組合	廣島市中区千田町三丁目六番八号
平成二一年一二月二十五日 (平成二三年四月一日) 平成二七年三月三一日	